



神戸市会議員 (須磨区) せいいち

# むらの誠



「人は人の為に尽すを以って本分とすべし」

曾祖父 村野山人 (神戸村野工業高等学校創立者)  
の遺志を継ぎ政治家を志す

所属政党 自由民主党  
所属会派 自由民主党神戸市会議員団  
所属委員会 都市防災委員会  
市会運営委員会 (副委員長)

### 経歴

- ・昭和49年2月2日 神戸市須磨区に生れる
- ・須磨浦小学校 卒業
- ・神戸市立高倉中学校 卒業
- ・とび職として働きながら、大学入学資格検定取得
- ・芦屋大学(教育学部) 卒業
- ・兵庫県議会議員 秘書 ・衆議院議員 秘書
- ・総務財政委員長 ・港湾交通委員長 など
- ・平成23年 神戸市会議員選挙 当選(3期目)
- ・神戸市バドミントン協会 顧問
- ・神戸鹿兒島県人会連合会 顧問
- ・兵庫県サイクリング協会 副会長 など

## 子どもを事故から守る為の大規模マンション等における自動車用出入口の設置基準について

### 質 むらの議員 平成 25 年度 第1回定例会市会 代表質問 2013.2.25

大規模マンションの建設時には、周辺施設の配置状況を十分に踏まえたうえで、駐車場の出入口を設置すべきと考える。児童福祉施設や幼稚園、小学校や特別支援学校の出入口の前に、車の出入りの頻度が高い駐車場が設置されれば、子どもが接触事故に巻き込まれる可能性が高まる。

神戸市民の住環境を守り育てる条例の第6条では「建築主等は当該建築物の居住者等が利用する自動車及び自転車のための駐車施設の需要、近隣の建築物の日照への影響その他当該建築物の用途・規模等が近隣の住環境に及ぼす影響を把握することにより、これらに対して適切な処置を講ずるよう努めなければならない」としている。

子どもたちの未来には無限の可能性があり、大人の責任において不慮の事故に合わないよう最大限配慮する必要がある。他都市では建築基準条例等により設置基準を設けているが、本市も一定のルールを策定すべきと考えるが、見解を伺いたい。

### 答 中村副市長 (当時)

ご指摘のように、他都市では、建築基準条例等において、自動車車庫の出入口を、児童福祉施設等の出入口から一定距離を離すような規定を設けているところがある。

仮に本市建築安全条例にそのような規定を設けた場合、対象となるのは建築物である自動車車庫であり、青空駐車場や機械式駐車場は対象とならず、効果が限定的となり、建築安全条例で規定を設けることには消極的にならざるをえないと考えている。

しかしながら、子どもの安全・安心を確保することは大切なことであると認識しており、大規模マンション等の自動車車庫の規制のあり方について保健福祉局やこども家庭局、教育委員会、建設局、都市計画総局など関係部局において、まず現状の課題を把握した上で、どのような手法で規制していくことが有効か、よく検討していきたい。

(議事録要約抜粋)



むらの委員

### 質 むらの議員 平成 25 年度 予算特別委員会(都市計画総局)2013.3.5

子どもの命を守る観点から大規模マンションの自動車用出入口の設置基準について伺いたい。先の本会議において、中村副市長からは「子どもの安全安心を確保することは大切であり、関係部局と現状の課題を把握した上で、どのようなものを対象に、どのような手法で規制していくのが有効か検討したい」と答弁があった。現状把握と検討にそれ程の時間を要するとは考えられず、平成25年度中には、検討結果を出して頂きたいと思うがどうか？

### 答 鳥居都市計画総局長 (現 副市長)

ご指摘のように、先の本会議において委員の質疑に対し、副市長から答弁させていただいた。

まずは、平成 25 年 3 月中にも保健福祉局やこども家庭局、教育委員会、建設局など関係部局を集め、検討をスタートさせたい。現状把握をした上で、対象とする建築物や自動車車庫の規模、守るべき児童福祉施設等の範囲をどう考えるかなど、他都市の手法も勉強しながら検討を進め、なるべく早く検討結果が出せるよう鋭意取り組んで参りたい。

(議事録要約抜粋)

# 実現しました!!

## 平成25年7月より改正条例が施行され 老朽危険家屋対策が大幅に強化されます

**質** むらの議員 平成25年度 予算特別委員会(都市計画総局)2013.3.5

この度の条例改正は、平成24年度の予算特別委員会において、条例の制定を求める私の質疑に対し、当時の井澤局長が条例化に言及し、その後、市長が表明したものであり、大変評価している。改正(案)では、老朽危険家屋について「**危険な状態の認定**」を行うとのことだが、例えば、建築物が**危険な状態にあると認める時**は、所有者等に対し必要な指導または助言を行うことが出来るとし、また、**著しく危険な状態になる恐れがあると認める時**は、所有者等に対して必要な措置を取るべきことを勧告することが出来るとある。

さらには、**危険な状態にある建築物の所有者等を確認することが出来ない場合において、緊急の必要があると認められる時**は必要最小限の措置をとることが出来るとある。

つまり、「**緊急や危険な状態**」の程度の判断が極めて重要であり、周辺状況によっても異なる。そこで質問だが、この「**緊急や危険な状態**」をどのように判断していくのか伺いたい。

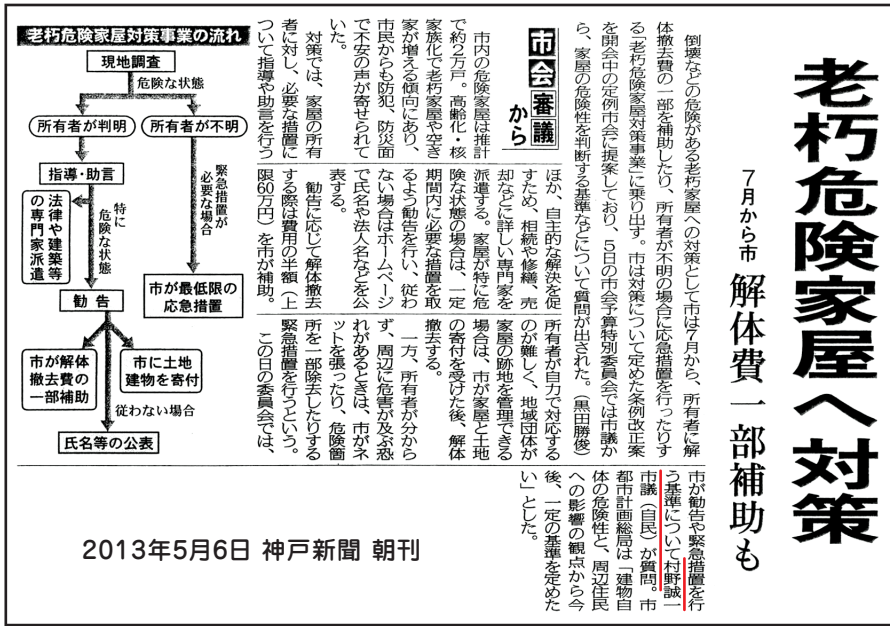
**答** 浅野指導部長(当時)

応急危険回避措置をどのような場合に実施するかについては、一定の判断基準を持っておかないと適切な回答がだせない為、何らかの基準が必要であると考えている。この基準については、建築物自体の危険性と周辺住民への影響の二つの観点から検討しているところである。

具体的には、基礎、柱、外壁、屋根などの建物の部位別に老朽度を判定するとともに、併せて、その建物が周辺住民や道路上の不特定の第三者に及ぼす影響度を判断することを考えている。

今後、専門家の意見も踏まえ、十分検討したうえで決定して参りたい。また、基準の運用にあたっては、市民の視点に立って、公平で的確な判断ができるような仕組みを工夫して参りたい。

(議事録要約抜粋)



# いじめ防止条例の制定について

**質** むらの議員 平成25年度 第1回定例会市会 代表質問 2013.2.25

昨年の衆議院総選挙において、我が党が早期成立を公約に掲げた、「いじめ防止対策基本法」(仮称)の法案が今国会で提出される見通しとなっている。

自民党の骨子案では、保護者の責務、いじめの事実があると思われる時の通報、またそれを受けた学校の対応、いじめによる重大事案発生時に、地方公共団体の長への報告義務など具体的な内容が盛り込まれている。

本市のいじめ認知件数は、平成24年度4月から12月までの9ヶ月間で、小中学校を合わせて335件と、全国平均は下回っているが決して少なくはない。

今後、法案が成立した場合には、速やかに条例化し実施の根拠を明文化した上で、「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」のいじめ指導三原則のもと、いじめ撲滅の為に積極的な取り組みが必要と考えるが見解を伺いたい。

**答** 永井教育長(当時)

本市では、「人は人によって人になる」という教育理念を継承しながら、いじめ問題に対して、これまでもスクールカウンセラーの配置、或いはいじめの悩み相談窓口の設置等の教育相談体制の充実、警察・教員OBで構成される学校支援アドバイザーによる支援体制など、いじめ対策を講じてきており、平成25年度からは、さらはいじめ問題の未然防止・早期発見に向けて、体制の強化をはかって参ります。

現在「いじめ防止対策基本法」の法案が提出されようとしているが、保護者の責務、学校へのいじめの通報制度など、それぞれの立場における役割と責務が盛り込まれている。先生のご指摘のとおり、今後は法案に沿って前向きに検討していく必要があると考えております。

(議事録要約抜粋)

# お手伝いさせて頂きました



須磨海岸 東広場の日よけを設置



西須磨幼稚園 近くの交差点にミラーを設置

いつでも気軽にご相談ください。

**TEL (078) 739-8889**

<http://www.murano.gr.jp>

自由民主党神戸市会議員団 須磨区第2支部

**神戸市会議員 むらの誠一事務所**

〒654-0053 神戸市須磨区天神町3丁目2-45

FAX (078)739-8887